

この契約、何かおかしい…と思ったら、こちら

消費者ホットライン



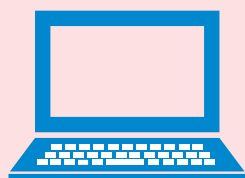
い や や
1 8 8

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤン



電話番号3桁を押してください。
お近くの地方自治体の消費生活
相談窓口を御案内いたします。

もっと知りたい方は消費者庁のウェブサイトへ



<http://www.caa.go.jp/>

消費者庁 消費者契約法

検索

消費者団体訴訟制度(差止請求)とは…

- ★消費者被害は、同じような種類の被害が多数の消費者に生じる特徴があります。
- ★こうした消費者被害の未然の防止、拡大の防止のため、消費者団体訴訟制度(差止請求)があります。
- ★消費者団体訴訟制度(差止請求)は、適格消費者団体が、事業者の不当な行為をやめるように求めることができる制度です。
- ★適格消費者団体は全国各地に約20団体あります。これらの団体に、不当な勧誘や契約条項等に関する情報提供をお願いします。
- ★また、こうした消費者団体を支援するため、NPO法人消費者スマイル基金が設立されています。

クイズの答え

- Q1：取り消せます。消費者にとっての通常の分量を著しく超えることを知りながら、消費者契約の勧誘をしたためです。
- Q2：取り消せます。社会生活上の経験が乏しいことから、願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げたためです。
- Q3：無効です。このような条項も、消費者が成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項に当たります。
- Q4：平均的な損害の額を超える高額なキャンセル料を定めていた場合、当該超える部分は無効です。このような問題は、学生納付金や結婚式場の事例に限られません。

【本リーフレットについてのお問合せ先】

消費者庁 消費者制度課 TEL：03-3507-8800(代表)

FAX：03-3507-9283

平成31年2月

みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。
みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。